

静岡県告示第606号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月5日

静岡県知事 鈴木康友

改正前				改正後			
(軽微な変更)				(軽微な変更)			
<p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の9の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業、12の項、13の項及び16の項の事業、29の項の採択基準の欄の(3)並びに31の項の採択基準の欄の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業並びに34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>				<p>第7条 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1) 別表の9の項の採択基準の欄の(2)に掲げる事業、12の項、13の項及び16の項の事業、29の項の採択基準の欄の(3)及び(6)並びに31の項の採択基準の欄の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業並びに34の項及び36の項の事業にあつては、次に掲げる変更</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>			
別表 (略)				別表 (略)			
番号	事業等	補助事業		番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)			採択基準	補助率(額)
1	農業農村整備事業実施計画策定事業	次のいずれかに該当するもの (1) 市町が行う農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水	(略)	1	農業農村整備事業実施計画策定事業	次のいずれかに該当するもの (1) 市町が行う農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野	(略)

		港第2724号水産庁長官通知) <u>別紙1</u> - <u>1</u> (農地整備に係る運用) 運用3 (実施計画策定事業) 第1の1 又は同要領別紙4-1 (農村整備に係る運用) 運用1 (農村集落基盤再編・整備事業) 第1の4に掲げる事業 (2)・(3) (略)				港第2724号水産庁長官通知) <u>別紙1</u> (農地整備に係る運用) 運用3 (実施計画策定事業) 第1の1 又は同要領別紙4-1 (農村整備に係る運用) 運用1 (農村集落基盤再編・整備事業) 第1の4に掲げる事業 (2)・(3) (略)		
(略)				(略)				
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) (略) (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 <u>1-1</u> (農地整備に係る運用) 運用2 (農業基盤整備促進事業) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業 (3)~(5) (略)	(略)	29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1) (略) (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 <u>1</u> (農地整備に係る運用) 運用2 (農業基盤整備促進事業) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業 (3)~(5) (略) <u>(6) 農地中間管理機構関連農</u>	(略)	

(略)			
31	経営体育 成促進換 地等調整 事業	次のいずれかに 該当するもの (1)・(2) (略) (3) 農山漁村地 域整備交付金 実施要領別紙 <u>1-1</u> (農地 整備に係る運 用) 運用 3 (実施計画策 定事業) 第 1 の 2 に掲げる 事業又は同要 領別紙 4-1 (農村整備に 係る運用) 運 用 1 (農村集 落基盤再編・ 整備事業) 第 1 の 4 に規定 する経営体育 成促進換地等 調整 (4) (略)	(略)
(略)			
34	土地改良	土地改良施設突	(略)

		地整備事業実 施要綱 (平成 30年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2689 号 農林水 産事務次官依 命通知) 第 2 の 1 に掲げる 事業	
(略)			
31	経営体育 成促進換 地等調整 事業	次のいずれかに 該当するもの (1)・(2) (略) (3) 農山漁村地 域整備交付金 実施要領別紙 <u>1</u> (農地整備 に係る運用) 運用 3 (実施 計画策定事 業) 第 1 の 2 に掲げる事業 又は同要領別 紙 4-1 (農 村整備に係る 運用) 運用 1 (農村集落基 盤再編・整備 事業) 第 1 の 4 に規定する 経営体育成促 進換地等調整 (4) (略)	(略)
(略)			
34	土地改良	土地改良施設突	(略)

<u>施設突発 事故復旧 事業</u>	<u>発事故復旧事業 (補助)実施要 綱</u> （平成30年3 月30日付け29農 振第2308号農林 水産事務次官依 命通知）第4に 掲げる <u>事業内容 に係るもの</u>	<u>施設突発 事故復旧 ・防止事 業</u>	<u>発事故復旧・防 止事業（補助） 実施要綱</u> （平成 30年3月30日付 け29農振第2308 号農林水産事務 次官依命通知） 第4に掲げる <u>事 業に該当するも の</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当する規定により取り扱ったものとみなす。